

白井市私立幼稚園運営費補助金交付要綱

所管課

保育課

1 補助金の名称

私立幼稚園運営費補助金

2 補助金交付の目的

私立幼稚園の教育振興及び私立幼稚園の経営の健全化を図るため。

3 用語の定義

「私立幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で、同法第2条第1項の規定により設置された私立の幼稚園をいう。
「園児」とは、私立幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児で、市内に居住するものをいう。

4 補助対象

白井幼稚園、宝幼稚園、まどか幼稚園、まこと南山幼稚園、英幼稚園、白井若葉幼稚園

5 補助対象経費

別紙に定める経費

6 補助額（率）

別紙に定める額とし、安全管理費を除く経費については45万円を限度とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成5年4月1日

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

--

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
幼稚園教育振興事業	事務費（5月1日現在における3歳児学級、4歳児学級及び5歳児学級の数）	1学級当たり4,000円※
	教材購入費（5月1日現在の園児の数）	園児1人当たり2,000円※
	安全管理費（私立幼稚園に通園する園児の安全を確保するための防犯通報装置導入維持にかかる経費）	警備会社と契約した年間支払額
教職員研修事業	教職員研修費（5月1日現在において教育職員免許法〈昭和24年法律第147号〉第4条に規定する普通免許状又は臨時免許状を有する者〈常時勤務の者に限る〉の数）	教員1人当たり7,000円※

※補助基準額より実支出額の方が少ない場合はその金額が限度額となります。